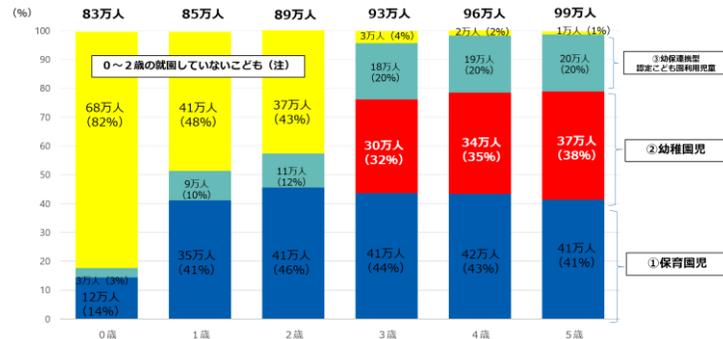


子ども誰でも通園制度（仮称）の創設について

<制度の現状、背景>

- 就園していないこどもは0～2歳児の約6割を占める。現行の保育所等の制度では、就労等の保育の必要性がある者を対象としており、専業主婦家庭等を含めた就園していないこどもへの支援を強化していく必要。

【年齢別の就園していないこどもの割合（令和3年度）】



- こうした中、こども未来戦略方針（令和5年6月閣議決定）において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「子ども誰でも通園制度（仮称）」）を創設することとしている。
- （※）「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「子ども誰でも通園制度」（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う。」としており、これに対応した予算を補正予算案に計上。
- 本制度について、2024年度は制度の本格実施を見据えた形で試行的事業を実施することとしており、本年9月から、試行的事業実施の在り方に関する検討会（秋田喜代美座長）において、制度の意義、具体的な事業実施上の留意点等を議論し、本年12月に中間取りまとめを行う。
- 子ども誰でも通園制度の意義は、こどもにとって、
 - ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること
 - ・ こどもの専門的な理解を持つ人からこどもの良いところ等を伝えられるなどにより、保護者はこどもについて新たな気づきを得たりするなど、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも関わっていくこと
 など、就園していないこどもの育ちを支えるためのもの。
- また、制度改正事項ではないものの、本制度はこどもの安全確保が大前提であり、慣れるのに時間がかかるこどもへの対応として、「親子通園」も可能とすることで検討会において議論している。

<改正のイメージ（案）>

- 左記を踏まえ、以下のような改正を行うこととするか。
- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、**新たに「〇〇給付」を創設**する。
（参考）市町村から事業の運営に要する費用に係る給付費を支給することとする。利用者負担は事業者が徴収。
- **利用対象者**について、**満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象**とし、**居住する市町村による認定の仕組み**を設けることとする。
（※）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのかということに十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 利用者は、**月一定時間までの利用可能枠の中で利用**が可能。
- **本制度を行う事業所**について、**市町村による指定（認可・確認）の仕組み**を設けることとする。
 - ① 本制度を指す事業として「〇〇事業」を新たに設け、設備運営基準への適合等を審査した上で、市町村が認可
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業者として、市町村が確認
- **市町村による指導監査、勧告等**を設けることとする。
 - ① 認可基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業所への指定監査、勧告、命令等
- 市町村は子ども・子育て支援事業計画において、子ども誰でも通園制度に関する必要定員総数や量の見込み等を定めることとする。
- 市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業者との直接契約で行うこととする。
- その他、円滑な利用や運用の効率化を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を持つシステムを構築する。

參考資料

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～
（令和5年6月13日閣議決定）（抜粋）

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（3）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。

〔新たな通園給付のイメージ〕

- こども1人につき月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みとすることを想定。
- また、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点などの幅広い事業者の取組を想定。

現行の子どものための教育・保育給付

- ・フルタイム就労の者
 - ・パートタイムの者（一定の就労時間以上）等
- ※保育の必要性を市町村が認定することが必要



こども誰でも通園制度（仮称）の創設

- ・専業主婦（夫）等
 - ・育休中の在宅で子育てをする家庭 等
- ※就労要件を問わない

※令和5年度からは、未就園児の定期的な預かりモデル事業を実施



- 在宅で子育てしている場合でも、専門職がいる場で、同世代とかわりながら成長できる機会を保障できる。
- 理由を問わず、誰でも簡単に利用でき、育児負担や孤立感を解消できる。
- 給付制度化することで、全国的な提供体制の確保が進みやすくなる。

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた 試行的事業実施の在り方に関する検討会

1. 趣旨

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設することとしている。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施することとしている。
- このため、本格実施を見据えた形での試行的事業の実施に向けて、成育局長が、学識経験者や、保育所・認定こども園・幼稚園などの関係事業者、自治体に参集を求め、試行的事業実施の在り方について検討し、2024年度の試行的事業の実施方針をとりまとめることとする。
- なお、検討会については原則公開とする。

2. 主な検討項目

- (1) 「こども誰でも通園制度」（仮称）の意義
- (2) 「こども誰でも通園制度」（仮称）の事業実施上の留意点
- (3) 施設・事業類型毎の事業実施のイメージ

3. スケジュール

9月21日	第1回検討会
10月16日	第2回検討会
12月	中間とりまとめ
(3月頃)	とりまとめ

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた 試行的事業実施の在り方に関する検討会

4. 構成員

秋田 喜代美	学習院大学文学部教授 東京大学名誉教授
内野 光裕	全日本私立幼稚園連合会副会長 学校法人内野学園清瀬ゆりかご幼稚園理事長
王寺 直子	NPO法人全国認定こども園協会代表理事 社会福祉法人浄元福社会理事長
大川 秀子	栃木市長
尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長 認定NPO法人びーのびーの理事長
小野 敏伸	福岡市こども未来局子育て支援部運営支援課長（保育機能強化推進担当）
菊地 加奈子	社会保険労務士法人ワーク・イノベーション代表 特定社会保険労務士
北川 聡子	社会福祉法人麦の子会理事長
倉石 哲也	武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授
駒崎 弘樹	NPO法人全国小規模保育協議会理事 認定NPO法人フローレンス会長
志賀口 大輔	社会福祉法人日本保育協会前青年部長 社会福祉法人和光会なごみこども園園長
竹原 健二	国立成育医療研究センター研究所政策科学研究部・部長 成育こどもシンクタンク戦略支援室・副室長
原田 樹	七尾市健康福祉部子育て支援課長
堀 科	東京家政大学准教授
万井 勝徳	高槻市子ども未来部長
水嶋 昌子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長 みずしま保育室施設長
山内 将	松戸市子ども部参事監兼保育課長

※計18名。オブザーバー：文部科学省

（1）「こども誰でも通園制度」（仮称）の制度について

- 制度の全体像について
- なぜ「こども誰でも通園制度」の創設が求められるのか
- こども、保護者にとってどういった意義があるのか
- 通常の保育や一時預かりとは異なる「こども誰でも通園制度」の意義は何か
- 職員に求められる力量や難しさ、やりがいはどのようなものか

（2）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点

- 令和6年度の試行的事業について
- 試行的事業を実施する上で、年齢横断の共通の留意点・論点は何か
- 年齢ごと（0歳児、1歳児、2歳児）のかかわり方の特徴と留意点は何か
- 利用方法（定期利用、自由利用）毎の特徴と留意点は何か
- 実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）毎の特徴と留意点は何か

（3）施設・事業類型毎の事業実施のイメージ

- 保育所・認定こども園をベースにして実施する場合
- 小規模保育をベースにして実施する場合
- 家庭的保育事業をベースにして実施する場合
- 幼稚園をベースにして実施する場合
- 地域子育て支援拠点をベースにして実施する場合

（4）その他

- 要支援家庭への対応上の留意点は何か
- 市町村において、地域の実情を踏まえた事業実施に向けて検討しなければならないことは何か
- こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会における現時点での議論の整理（第3回検討会（11月8日）時点）

（検討会の概要）

- こども誰でも通園制度の試行的事業実施（※）に向け、学識経験者、保育所等関係事業者、自治体からなる検討会を立ち上げ、事業実施の在り方について検討し、12月に試行的事業の実施方針の中間取りまとめを予定。
- （※）令和5年度総合経済対策において、「全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う」とされている。
- 第3回の検討会においては、これまで2回の検討会における議論を整理した。

I 制度の意義

- **こどもを中心に、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的。**
 - ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られる
 - ・ 保育者からこどもの良いところ等を伝えられることで、こどもの新たな気づきを得たり、保護者とこどもの関係性に関わる
- （参考）一時預かり事業は、①家庭における保育が困難な乳幼児、②子育てに係る保護者の負担軽減のため一時的に預かる乳幼児を対象に、一時的に預かり、必要な保護を行うもの。本制度との組み合わせも可能とするが、具体的方法、両者の関係は、本格実施に向けて引き続き整理。
- 現行制度と比較し、**就労要件を問わないこと、給付制度として全国で実施することで制度利用のアクセスを向上させること、利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握などにつなげていく**ことに意義がある。
 - 孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っている保護者の負担感の軽減にもつながる。
 - 今後の人口減少社会における保育所等の在り方として、こども誰でも通園制度は保育所等の多機能化の大きな柱となる。

II 試行的事業実施の留意事項

- **試行的事業においては、下記の考え方を踏まえ、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行う。**
 - ・ 試行的事業の補助基準上の上限であるものの、本格実施を見据えると、都市部を含め全国で提供体制を確保する必要がある
 - ・ 家族以外の人と関わる機会や、年齢の近いこども同士が触れ合う機会が得られ、こどもの心身の健やかな成長・発達に資する
 - ・ 一時預かりの整備状況は月1～2時間程度に相当し、試行的事業は、一時預かりよりも相当程度多く利用できることとなる
- （参考）「利用時間を長く設定すべき」、「自治体によって利用時間を増やせるようにすべき」といった意見があった。全ての未就園児が利用できることを目的とする中でどのような対応が可能か、全国的な制度の中で地域差が生じることをどう考えるかといった論点を本格実施に向けて検討。
- こどもの安全確保が大前提であり、慣れるのに時間がかかるこどもへの対応として、**「親子通園」も可能とする。**
 - 定期利用（利用する曜日等を固定し定期的に利用）、自由利用（固定せず柔軟に利用）は、こどもや地域の状況を踏まえ、**いずれかを原則とするのではなく、いずれかを選択したり、組み合わせるなど柔軟な利用方法が可能となる仕組み**が必要。

現行の一時預かり事業と 「こども誰でも通園制度（仮称）」の関連について

	現行の一時預かり事業	こども誰でも通園制度（仮称） として想定している仕組み
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業の一つ）	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付（名称は精査中）」
実施自治体	1269自治体で実施	全ての自治体で実施
事業の目的や内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（児童福祉法第6条の3第7項）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するため、 <u>0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付（こども未来戦略方針より）</u>
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用 ※2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討
利用料	事業所が直接徴収することが基本 ※平均的には、1時間300～400円程度	事業所が直接徴収をすることを想定 ※一時預かり事業と同水準を想定（制度改正の中で検討）
利用方法 ※初めて利用する施設においては事前の登録が必要であることを前提とする。	事業所との直接契約 ※申し込みは、電話や直接事業所がほとんど ※市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど	事業所との直接契約を想定 ※予約システムを活用することを基本とする ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能
実施方法	一般型、余裕活用型 ※障害のある子においては、居宅訪問型の利用が可能	一般型、余裕活用型を想定

「こども誰でも通園制度（仮称）」 利用方法（定期利用・自由利用）について

	定期利用	自由利用
考え方	利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法	利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
利用する場合の予約方法	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約 	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用前月の一定期日より翌月分の予約 空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 事業者にとっては利用の見通しが立てやすく、職員のシフトが組みやすい。保護者との関係も作りやすい こどもにとっては、慣れた職員と継続的な関わりを持つことができ、育ちをフォローしてもらえる 	<ul style="list-style-type: none"> こどもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能 様々な事業所を利用することで、多くの保育士、多くのこどもと触れ合うことができる
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 特定の事業者を利用できるこどもが固定化され、途中利用しづらい 施設にとって、空き状況に応じた柔軟な受入れが困難 	<ul style="list-style-type: none"> 利用の都度予約する手間がかかる 施設にとっては、利用の見通しが立たず、受入体制を整えづらい 慣れるのに時間がかかるこどもがいる

「こども誰でも通園制度（仮称）」 実施方法（一般型、余裕活用型）について

	一般型（在園児と合同）	一般型（専用室独立実施型）	余裕活用型
考え方	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法 専用スペースは設けず、在園児と合同 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法 在園児とは別の専用スペースは設ける 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、保育所等の定員の範囲内で受入れる方法 基本的に在園児と合同
特徴	<ul style="list-style-type: none"> こどもが在園児と関わる機会が多い 実質的に、こども誰でも通園制度の職員と、保育所等の職員が合同で対応することができる 	<ul style="list-style-type: none"> こども誰でも通園制度を利用するこどもに合わせた環境を確保することができる 専任の職員の下で対応 	<ul style="list-style-type: none"> こどもが在園児と関わる機会が多い 定員の範囲内で受け入れるため、職員確保が一般型と比べて容易
留意点	<ul style="list-style-type: none"> こどもが在園児と関わる機会が多いため、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要か こども誰でも通園制度を利用するこどもと在園児の利用時間帯が異なる場合があることに考慮の上、対応する必要があることに留意 	<ul style="list-style-type: none"> こどもが在園児と関わる機会が少ない こども誰でも通園制度の職員と保育所等の職員の相互交流が無くなる懸念がある。振り返りなどを合同で行うなどの工夫が必要ではないか 	<ul style="list-style-type: none"> こどもが在園児と関わる機会が多いため、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要か こども誰でも通園制度を利用するこどもと在園児の利用時間帯が異なる場合があることに考慮の上、対応する必要があることに留意 時期によって受入枠が減っていくことが想定されるため、同じこどもが継続して利用することが難しい場合がある

「こども誰でも通園制度（仮称）」 施設・事業類型ごとの事業実施イメージ

① 一般型（在園児と合同）×定期利用中心

② 一般型（在園児と合同）×自由利用中心

③ 一般型（専用室独立実施型）×定期利用中心

④ 一般型（専用室独立実施型）×自由利用中心

⑤ 余裕活用型×定期利用中心

⑥ 余裕活用型×自由利用中心

第4節 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

6. 包摂社会の実現

年齢、性別、障害の有無、就業形態を問わず、全ての人が生きがいを感じ、生涯を通じて、学び、自らの生き方・働き方を選択できる社会の実現に取り組む。

(1) こどもが健やかに成長できる環境整備を通じた少子化対策の推進

「こども未来戦略方針」に基づくこども・子育て支援をスピード感をもって実行する。

(中略)

全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う。(略)

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度補正予算案：91億円

1. 施策の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施する。

2. 施策の内容

- 自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形で実施する。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設・事業（以下、「実施事業所」という。）において行い、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として実施する。
- 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を行う。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。）

※実施自治体は、実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児

【補助単価】①預かりに必要な経費 1自治体当たり年額

※150自治体程度での実施を想定し、以下の補助単価を予定。

- A. 人口100万人以上の自治体 : 132,152千円
- B. 人口50万人以上100万人未満の自治体 : 119,047千円
- C. 人口10万人以上50万人未満の自治体 : 114,932千円
- D. 人口5万人以上10万人未満の自治体 : 32,589千円
- E. 人口5万人未満の自治体 : 17,002千円

②指導監督員の雇上げに必要な経費 1自治体当たり年額

- A. 41,066千円 B. 18,252千円 C. 9,126千円 D. E. 4,563千円

③賃借料補助（令和5年度以降に賃借により開設した事業所に限る） 1事業所当たり年額 3,066千円

【補助割合】国：3/4 市町村：1/4

※試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な整備費及び改修費等については、就学前教育・保育施設整備交付金及び保育所等改修費等支援事業により措置。

※こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築に係る経費については、別途措置し、こども家庭庁において執行する。

こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築

令和5年度補正予算案：25億円

1. 施策の目的

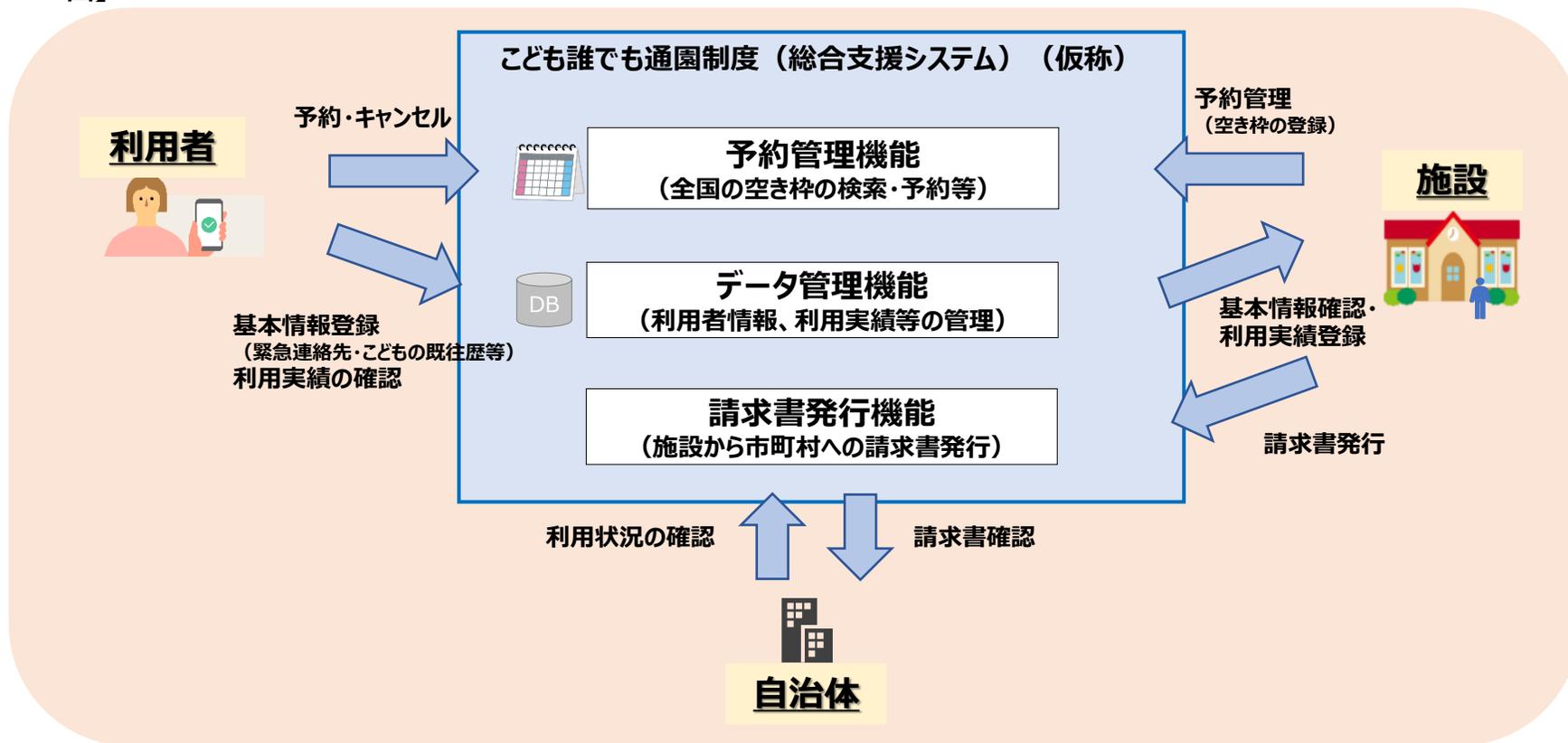
- こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向け、こども家庭庁においてシステム基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用できるようにすることにより、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図る。

2. 施策の内容

以下の機能を備えた、総合支援システム（仮称）の構築を行う。

- ①利用者が簡単に予約できること（予約管理）
- ②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）
- ③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）

【イメージ図】



就学前教育・保育施設整備交付金

令和5年度補正予算案：318億円

1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- **今般、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の実施に伴い、対象事業の追加を行い、試行的事業の実施事業所の整備を可能とする。**

2. 施策の内容

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業 ・ 幼保連携型認定こども園整備事業 ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・ 公立認定こども園整備事業 ・ 小規模保育整備事業 ・ 防音壁整備事業 ・ 防犯対策強化整備事業
- ・ **こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所整備事業 ※新規追加**

3. 補正予算の要求内容

- ・ 新子育て安心プランに基づく受け皿整備等 ⇒ 255億円
- ・ 国土強靱化5か年加速化計画に基づき、保育所等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等 ⇒ 29億円
- ・ こども誰でも通園制度の受け皿整備 ⇒ 34億円

4. 実施主体等

【実施主体】 （私立）市区町村

【設置主体】 （私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設、
こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所 等
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【補助割合】

（私立） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

（公立） 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4
原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※**こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所の補助率は国1／2、設置者（市区町村）1／2。**

保 育 所 等 改 修 費 等 支 援 事 業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度補正予算案：18億円

1. 施策の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。また、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。

(※) 都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

2. 施策の内容

- 【対象事業】 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業
(3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業
(5) 家庭的保育改修等支援事業 (6) こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所改修等支援事業

3. 補正予算の要求内容

- ・新子育て安心プランに基づく受け皿整備等 ⇒ 15億円
- ・こども誰でも通園制度の受け皿整備 ⇒ 3億円

4. 実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

1 施設当たり	利用（増加）定員19名以下	15,210千円	（① 20,280千円、② 23,322千円）
	利用（増加）定員20名以上59名以下	27,378千円	（① 32,448千円、② 35,490千円）
	利用（増加）定員60名以上	55,770千円	（① 60,840千円、② 63,882千円）

老朽化対応の場合 1 施設当たり 27,378千円 （① 32,448千円）

(2) 1 事業所当たり 22,308千円 （① 32,448千円、② 35,490千円）

(3) 1 施設当たり 22,308千円 （① 32,448千円、② 35,490千円）

(4) 1 施設当たり 32,448千円 （② 35,490千円）

(5) 保育所で行う場合 1 か所当たり 22,308千円 （① 32,448千円、② 35,490千円）

保育所以外で行う場合 1 か所当たり 2,434千円

(6) 1 事業所当たり 改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

【補助割合】 (1)～(4)、(6) ※(6)は私立の場合 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4
(5)、(6) ※(6)は公立の場合 国：1/2、市区町村：1/2

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

(1)～(4) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体 1/4 (5) 国：2/3、市区町村：1/3